

## セッション発表内容における信義則遵守について

2014年5月  
iSUC 実行委員会

iSUC では「信義則」の遵守が大会参加資格として要請されます。そして、その信義則はセッションの発表内容にも適用され、違反する内容のセッションは iSUC では発表を認められておりません。（発表内容とは、事前公開資料だけではなく、当日の発言内容および配布物等も含まれます。）そこで、セッションへ応募を予定されている方が、その内容が信義則に適合しているか否かの判断をするため、以下のガイドラインを提示し説明いたします。また、このガイドラインは、iSUC でのセッションが採用された講師の方にも遵守していただきたい事項です。これらの事項を守っていただけない場合には信義則の違反とみなされ、セッションの中止や将来の iSUC におけるセッション提供のお断り等を含む必要な措置を取る場合がありますことをご留意ください。

セッションでは信義則2項目の「営利活動の禁止」という観点からの注意が必要です。特に特定製品、特定サービスが発表内容に含まれる場合はご注意ください。

### 1. 趣旨が営業目的のセッションは認められません。

信義則では「営利活動の禁止」をうたっています。この定義は解釈に幅があり明確な判断基準を明示するものではありませんが、iSUC のセッションの目的・役割をご理解の上、セッション内容について検討してください。

iSUC におけるセッション役割は、教育機会の提供、即効性の高い実務教育、最新技術情報の提供、ユーザー事例紹介などです。このような役割を果たすことができないセッションは、実行委員会によるセッション選定時に不採用とされます。ただし、特定製品、特定サービスの紹介を含む内容だからといって、単純に信義則違反とは見なされません。いわゆるカタログを解説するような製品紹介で、参加者の技術的向上、最新技術情報の取得に繋がらない内容の場合、単なる営利目的のセッションと見なされます。

### 2. 上記の役割を果たすセッション内容と認められた場合でも、特に、以下の内容を含むものについては、原則として信義則（営利活動の禁止）違反とみなし、セッションでの発表を行うことができません。

- (ア) 製品・サービスについての価格の提示
- (イ) 製品・サービスについての購入方法の提示
- (ウ) 製品・サービスのカタログ、販促資料等の配布
- (エ) 発表者の属する企業の過度な宣伝的な説明(\*1)

\*1 発表資料では、自己紹介も含め極力簡潔に、1 ページ以下としてください。

### 3. 以下については信義則違反とは見なされません。

- (ア) 製品名・サービス名・プロバイダ名の明示
- (イ) 製品・サービスの概要の説明(\*2)
- (ウ) 製品・サービスの使用方法・利用方法の説明(\*2)

\*2 参加者の技術的向上や、最新技術情報取得に寄与するもの

上記内容についてご理解の上、セッション内容をご検討ください。